

令和2年度交通災害共済加入者

交通事故に遭った場合の救済を目的とした県内全市町村で運営する県民相互救済の制度です。

■ 2月3日㊦～令和3年3月31日㊧の間に、町内会を通じて申し込むか、銀行や農協で申し込んでください（中途加入も可能）。ゆうちょ銀行では申し込めません 費用年間1人500円（中途加入も同額） 市民課（☎025-526-5111、内線1128）または各総合事務所

※共済期間中に交通事故で死傷した場合は、事故発生日から1年以内に共済見舞金請求書に診断書など必要書類を添えて、市民課、各総合事務所、南・北出張所へ提出してください。必要書類など詳しくは問い合わせてください。

各種無料相談

無料相談 ☎

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
司法書士による相続登記の無料相談	2月3日㊦～29日㊧の各司法書士事務所の執務時間内・県内の各事務所	○	事前に近くの司法書士事務所へ予約してください。問合せは新潟県司法書士会（☎025-244-5121）	電話相談は、平日の午前10時～正午、午後1時～4時に司法書士総合相談センター（☎025-240-7867）または多重債務ホットライン（☎025-240-7974）へ
県の無料労働相談会	平日の午前8時30分～午後5時15分、2月12日㊦～14日㊧の午後5時30分～8時30分、2月29日㊧午後1時～4時30分、※会場はいずれも上越地域振興局	○	上越労働相談所（☎025-526-6110）	労働トラブルや職場での困りごとについての相談。2月29日㊧は社会保険労務士が相談に応じることも可能
就労相談	2月18日㊦午後1時～4時・高田公園オーレンプラザ	○	産業政策課（☎025-526-5111、内線1266）	キャリアカウンセラーによる職業選択に関する助言や相談
司法書士による訪問無料法律相談	2月19日㊦～28日㊧（土・日曜日、祝日を除く）※相談時間は1時間以内	○	予約は2月12日㊦以降に市民相談センター（☎025-526-5111、内線1647）	相談者の自宅など、希望の場所へ司法書士が訪問し、相続、遺言などの財産管理や法的な困りごとの相談 定14人（申込順）
年金相談	2月19日㊦午前10時～午後3時・柿崎商工会館	○	上越年金事務所お客様相談室（☎025-524-4115）	柿崎商工会館での相談会は今年度で終了します。来年度以降は上越年金事務所へ直接ご相談ください
弁護士による法律相談	2月20日㊦午前10時～正午・大潟商工会館	○	大潟商工会（☎025-534-3211）	中小企業者を対象とする相談会。1件30分程度
特設人権相談所	2月20日㊦午前9時30分～午後0時30分・市民プラザ	-	新潟地方法務局上越支局（☎025-525-4163）	家庭内の問題、近隣間のもめごとや名誉毀損、いじめなどの人権問題の相談
新潟県事業引継ぎ支援センター出張個別相談会	2月21日㊧午後1時～5時・市民プラザ	○	産業政策課（☎025-526-5111、内線1211）	国が設置した事業承継の窓口機関の専門家による、中小企業者を対象とする相談会

こちらは有料広告欄です